

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条」を「第52条」に、「第52条・第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第6章中第51条を第52条とし、第50条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第51条 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の方法等は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、市民の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るため、消防法令等に違反する防火対象物に係る違反の内容の公表に関し、必要な事項を定める必要による。